

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

- ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者	住 所	██
	氏 名	██
(受託者) 瑞 浪 市	住 所	岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地
	瑞浪市長	水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 1 [REDACTED] 及び森林所有者 2 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画 (以下「経営管理権集積計画」という) に記載した森林 (以下「森林」という) に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日の 5 年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3 に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力 (次に掲げる場合を含むが、それに限られない) によって、3 に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

(2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

(1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。

(2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者 1 住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

森林所有者 2 住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

(受託者) 瑞 浪 市 住 所 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長 水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

- ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。

- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者	住 所	██
	氏 名	██
(受託者) 瑞 浪 市	住 所	岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地
	瑞浪市長	水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

- ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者	住 所	██
	氏 名	██
(受託者) 瑞 浪 市	住 所	岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地
	瑞浪市長	水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

- ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者

住所

氏名

(受託者) 瑞浪市

住所

岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長

水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

- ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者	住 所	████████████████████
	氏 名	████████████████████
(受託者) 瑞 浪 市	住 所	岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地
	瑞浪市長	水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

- ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者	住 所	████████████████████
	氏 名	████████████████████
(受託者) 瑞 浪 市	住 所	岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地
	瑞浪市長	水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

(2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

(1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。

(2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者	住 所	
	氏 名	
(受託者) 瑞 浪 市	住 所	岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地
	瑞浪市長	水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

(2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

(1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。

(2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者

住 所



氏 名



(受託者) 瑞 浪 市

住 所

岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長

水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

(2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

(1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。

(2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者	住 所	██
	氏 名	██
(受託者) 瑞 浪 市	住 所	岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地
	瑞浪市長	水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

- ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者

住 所

氏 名

(受託者) 瑞 浪 市

住 所

岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長

水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

(2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

(1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。

(2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者	住 所	████████████████████
	氏 名	████████████████████
(受託者) 瑞 浪 市	住 所	岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地
	瑞浪市長	水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

- ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。

- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者

住 所

氏 名

(受託者) 瑞 浪 市

住 所

岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長

水野 光二

経営管理権集積計画

所有者氏名：

乙が経営管理権の設定を受ける森林

所在	林班	準林班一小班	地目	面積 (ha)	現況		備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
					樹種	現況林齢		
瑞浪市釜戸町4754	114	ニ-39	原野	0.215	広葉樹	79		森林環境保全のための切り捨て間伐等
瑞浪市釜戸町4837-1	114	ハ-13 他	原野	0.1626	スギ	109		森林環境保全のための切り捨て間伐等
瑞浪市釜戸町4773	114	ニ-38-2	保安林	0.0248	広葉樹	79		森林環境保全のための切り捨て間伐等
瑞浪市釜戸町4770-24	114	ニ-38-2	保安林	0.0318	広葉樹	79		森林環境保全のための切り捨て間伐等
瑞浪市釜戸町4721-1	113	イ-16-1 他	山林	0.1022	人工林	58		森林環境保全のための切り捨て間伐等
瑞浪市釜戸町4693-12	113	ロ-1-4 他	山林	1.0571	ヒノキ	89		森林環境保全のための切り捨て間伐等
瑞浪市釜戸町4712	114	ハ-56	山林	0.057	広葉樹	74		森林環境保全のための切り捨て間伐等
瑞浪市釜戸町4725-6	114	ハ-46-2 他	山林	0.1366	ヒノキ	46		森林環境保全のための切り捨て間伐等
瑞浪市釜戸町4725-40	114	ハ-24-3 他	山林	0.1201	広葉樹	85		森林環境保全のための切り捨て間伐等
瑞浪市釜戸町4772-5	114	ニ-50	山林	0.0442	ヒノキ	77		森林環境保全のための切り捨て間伐等
瑞浪市釜戸町4777	114	ロ-5-1 他	山林	0.782	ヒノキ	90		森林環境保全のための切り捨て間伐等
瑞浪市釜戸町4787	114	ハ-2	山林	0.1317	アカマツ	109		森林環境保全のための切り捨て間伐等
瑞浪市釜戸町4783-2	114	ハ-7	山林	0.0132	スギ	109		森林環境保全のための切り捨て間伐等
瑞浪市釜戸町4789-3	114	ハ-11	山林	0.0849	スギ	109		森林環境保全のための切り捨て間伐等
瑞浪市釜戸町4789-4	114	ハ-4	山林	0.1381	アカマツ	109		森林環境保全のための切り捨て間伐等
瑞浪市釜戸町4772-68	114	ロ-1	山林	0.1277	ヒノキ	90		森林環境保全のための切り捨て間伐等
瑞浪市釜戸町4827-2	114	イ-7	山林	0.0203	草地	0		森林環境保全のための切り捨て間伐等
瑞浪市釜戸町4804-4	114	イ-29-1 他	山林	0.2882	アカマツ	67		森林環境保全のための切り捨て間伐等
瑞浪市釜戸町4759	114	ハ-25-3 他	山林	0.1897	ヒノキ	48		森林環境保全のための切り捨て間伐等
瑞浪市釜戸町4767	114	ハ-20-5 他	山林	0.3479	ヒノキ	89		森林環境保全のための切り捨て間伐等
0	0	0	0	0	0	0		森林環境保全のための切り捨て間伐等

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

(2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

(1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。

(2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者

住 所

氏 名

(受託者) 瑞 浪 市

住 所

岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長

水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

(2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

(1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。

(2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者

住所

氏名

(受託者) 瑞浪市

住所

岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長

水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

- ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。

- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者	住所	████████████████████
-------------	----	----------------------

氏名	████████████████████
----	----------------------

(受託者) 瑞浪市	住所	岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地
-----------	----	-----------------

瑞浪市長	水野 光二
------	-------

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

- ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者

住 所

氏 名

(受託者) 瑞 浪 市

住 所

岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長

水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

- ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

(2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。

- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者	住 所	██
	氏 名	██
(受託者) 瑞 浪 市	住 所	岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地
	瑞浪市長	水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

(2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

(1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。

(2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者	住 所	████████████████████
	氏 名	████████████████████
(受託者) 瑞 浪 市	住 所	岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地
	瑞浪市長	水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 1 [REDACTED]、森林所有者 2 [REDACTED] 及び森林所有者 3 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画 (以下「経営管理権集積計画」という) に記載した森林 (以下「森林」という) に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日の 5 年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3 に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力 (次に掲げる場合を含むが、それに限られない) によって、3 に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

- ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者

住 所

氏 名

(受託者) 瑞 浪 市

住 所

岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長

水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

- ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

(2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

(1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。

(2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

(受託者) 瑞浪市 住所 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長 水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

- ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理権集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることをあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。

- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合、その他経営管理権集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和5年3月30日

(委託者) 森林所有者	住 所	██
	氏 名	██
(受託者) 瑞 浪 市	住 所	岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地
	瑞浪市長	水野 光二

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。

